第１７６回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

１　開催日時

令和８年９月４日（金）

午後１時３０分から午後３時２０分まで

２　開催場所

千葉県森林会館５階第１会議室

３　出席者

【委員】

橘隆一 委員（部会長）、朝香智仁 委員、鎌田直人 委員、

鈴木竜也 委員、高橋輝昌 委員

【職員】

宮川森林課長、木村林地対策室長　他

４　議題

（１）審議事項

議案１「林地開発許可案件」について

５　議事の概要

上記の議案１に係る第１号案件から第４号案件について審議がなされ、森林法第１０条の２第２項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

〇第１号案件[【新規】工場、事業場の設置（特定物流業務施設（倉庫業含む倉庫））について]

委　員：　仮設の調節池を設置する際に出てきた土は、どこに保管するのか。

事務局：　場外に搬出する計画とされている。

委　員：　仮設の調節池を埋め戻す際は、再度、土を持ってくるという理解でよいか。

事務局：　盛土量よりも切土量の方が多いため、池を埋め戻す土は確保できる計画とされている。

委　員：　土が余る計画ということはわかった。

池については、最終的な地盤高よりもさらに掘り下げるという理解でよいか。

事務局：　現地盤から 30 ㎝ほど掘り下げる計画とされている。

委　員：　最終的に、調節池や地下貯留槽が完成した後、掘り下げた部分については、再度、場外から土を持ってきて埋め戻すのか。

掘り下げる際に出てきた土は、場内のどこかに置いておくわけでなく、場外に搬出するという認識でよいか。

事務局：　そのとおりである。

事務局：　正確には計算してみないとわからないが、貯留槽を掘り込んで設置する計画上、一定の残土が発生するため、最終的な土量のバランスは取れると思われる。

委　員：　様式 2 に記載がないが、埋蔵文化財の調査は、計画に影響ないのか。

事務局：　埋蔵文化財包蔵地ではない場所である。

委　員：　雨水の設計容量については、過去のデータで設計されているかと思うが、今年のような豪雨も見込んでいるのか。また、毎年更新されるのか。

事務局：　林地開発許可の基準上、30 年に 1 度の降雨を許容できる池を設計することとされており、地下貯留施設である以上、水路についても同等の水量を許容できる容量であることを確認している。

また、当該案件は都市計画法の許可も得ているため、こちらは 50 年確率で設計されている。

事務局：　雨量強度については、過去の気象データから一定期間の確率雨量を求めているものであり、毎年更新されているわけではない。そのため、先日の 8 月豪雨のような雨量は含まれていないものと認識している。今後については、これから検討していく。

委　員：　雨水貯留槽 C について、必要容量に対し 2 ㎥しか余裕がないが、問題ないのか。

貯留槽の管理計画についても、50 年確率で計画されているという認識でよいか。

事務局： 実際には、貯留槽から調節池に流れる 2 段式となっており、下流側も含めて、容量が確保されている。

委　員： 様式 2 において、自然保護協定協議中と書かれているが、具体的にはどのような協議なのか。

事務局： 都市部の建物等については、他法令の手続きとして、森林法以外にも緑地を確保する旨の協定を結ぶこととされている。

委　員： 環境への配慮が趣旨という理解でよいか。

事務局： 工場緑地のようなものであると認識している。

委　員： 地盤改良をする計画だが、N 値の数値的に、全体的な土地改良が必要なのか。

事務局： 擁壁等の構造物を入れる箇所については、柱状改良をする計画とされている。そのほかの箇所についても、調査結果に基づいて必要な措置をするよう、求めているところである。

委　員： 防災面において、問題ないという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

委　員： ほかの委員からも指摘があったとおり、自然保護協定について協議中ということだが、協議結果が出ていなくても問題ないのか。

事務局： 緑化したものをどのように保全していくかを定めるものであり、林地開発許可の基準上は、協議結果が出ていなくても問題ない。

協定自体は、事業者、県、市の 3 者で結ぶこととされており、今後、保全内容の詳細等を協議していく流れとなる。

委　員： ちなみに、先日の 8 月豪雨は、どれくらいの確率雨量だったのか。

事務局： 県で計算したものではないが、民間気象会社の試算によると、「千葉市緑区から市原市東部にかけて、24 時間あたりの降水量が 10,000 年に 1 度の大雨」とのことである。

○第２号案件［【新規】工場、事業場の設置（物流倉庫建設）について］

委　員： 現地状況のスライドで調節池と説明があったが、貯留槽とは別物なのか。

事務局： 調節池ではなく、地下ピット（地下貯留層）である。

委　員： 仮設の調節池の容量は、どれくらいなのか。

事務局： 本設の地下ピットと同様、雨水の流出量は 1,450 ㎥/ha/年、堆砂量は 400 ㎥/ha/年を担保できる容量とされている。

委　員：地下ピットの必要容量が 4,470 ㎥と書かれており、容量が足りないように思う。

事務局：仮設の調節池については、必要容量 4,062 ㎥に対し、設計容量 4,895 ㎥を確保する計画とされている。

事務局：本設の池については、既に工場が設置されている 1 工区も集水区域に含んでおり、仮設の池については、今回施行する部分だけを含んでいるため、その分、仮設の必要容量が減っている。

委　員：現地の地形が平坦という説明があったが、施工中に大雨が降った場合、水が場外に流れ出るような心配はないという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

基本的には、造成中は仮設の調節池に水が流れる計画とされている。

また、外周についても、水路を先に設置することで、場外に水が流れ出ないようにする旨を事業者から聞いている。

委　員：造成森林にする箇所について、航空写真を見ると裸地のように見えるが、肥料木は植えないのか。

事務局：土地利用計画平面図のとおり、肥料木については、ヤマモモを植える計画とされている。

また、こちらには常に管理人が常駐する施設となるため、維持管理等はされる形となる。

委　員：計画地が野田市ということで、立地的にも水害が多いと思うが、雨量強度の計算は 30 年確率で問題ないのか。

事務局：基準上は 30 年確率で問題ないが、野田市の基準である 1,450 ㎥/ha/年が、30 年確率よりも大きい容量となっている。

また、異常破水時の際には、管理人が常駐する施設ということで、メンテナンス等についても担保される形となる。

委　員：ほかの委員からも「立地的にも水害が多い」と指摘があったとおり、スライドの現地写真を見たところ、木がよく育っており、全体の地図からも、地形上、現地は湿った土地であることが推測できる。

委　員：土地利用計画平面図において、地域森林計画対象民林以外の土地については、ドットで書かれているが、最後に説明があった 5 条森林とは別物なのか。

事務局：森林法第 5 条で規定されている森林が「地域森林計画対象民有林」であり、5 条森林と同義である。

委　員：工事計画を立てる際に、5 条森林とそうでない土地とで分ける意味はあるのか。

事務局： 開発に係る森林の面積を指定するものであり、森林率についても 5 条森林の土地だけが含まれる。

委　員： 5 条森林以外の土地は、森林の面積には含まれないという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

事務局： 森林法第 5 条で定められた森林が林地開発許可の対象であり、林地開発許可基準が適用されるのは、5 条森林だけである。基本的には、5 条森林以外の土地は立木がない場合がほとんどである。

委　員： 場内の雨水等をポンプにより排水する計画だが、ポンプが止まった場合は、場内が浸水するという理解でよいか。

事務局： 停電等でポンプが止まった際は、出力元となる建物が自家発電に切り替えられ、その電力を供給することでポンプを稼働させる措置がとられている。

委　員： ポンプが止まることは想定しなくてよいという理解でよいか。

事務局： 停電以外の理由でポンプが止まった場合も想定し、予備機込みの計 2 台で設計されている。

また、ウェブクラウドシステムにより、ポンプの状況について、逐一、事業者にメールが送られるため、異常が発生した際は、即時、対応できる体制をとらせている。

○第３号案件［【変更】土石等の採掘（砂利採取）について］

委　員： 当該案件は、半世紀ほど前から続いている事業であり、現在に至るまで 30 回ほど変更許可されているが、砂利等を採取する上で、現場に合わせて、計画も修正されていくという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

砂利を採取するに当たり、少しずつ、区域の拡大と縮小が繰り返されている。

委　員： 2-1 工区について、既に完了し、事業区域から除外されているが、航空写真を見たところ、緑化されていないように見える。

事務局： 航空写真では枯れているように見えるが、現地調査の際に、きちんと緑化されていることを確認している。おそらく、航空写真の撮影時期によるものと思われる。

また、完了確認の際は、実際に県職員が現地確認を行い、実際に緑化されていることを確認した上で区域を除外する。

委　員： スライドの現地写真を見たところ、植生シートが張られた法面が、10ｍごとに小段

が設けられていないように見える。

事務局： 撮影した角度が悪いのか、小段が設けられていないように見えるが、実際に現地で確認したところ、こちら（図示）のラインで小段が設けられている。

委　員： 土地利用計画平面図（施工中）と航空写真を見比べた際に、浸透池の位置が違うが、工事の進捗によるものか。

事務局： No.2 の池については、既に造成が終わり、試験的に植栽をしている箇所と思われる。

委　員： 調整機能としては問題ないのか。

計画どおりに進めば、様式 2 に書かれているとおり、必要容量に対し設計容量が上回るようだが、現状、施工中ということで設置されていない池もある。容量は足りているのか。

事務局： 集水区域がこちら（図示）である。

様式 2 で書かれている池の容量については、今回の拡大に係るこちら（図示）の集水区域に対する No.9 の池の容量である。

また、池の容量については、計算上、問題ないことを審査により確認している。

委　員： 様式 2 で示されている容量は、全体に対してではなく、拡大部分のみという理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

委　員： 現状、池はあるのか。

事務局： 現地状況として、仮設の池が現地写真のとおり設置されている。容量については、現地の状況に合わせて測量させ、必要容量に対し、設計容量が足りていることを確認している。

○第４号案件［【変更】土石等の採掘（砂利採取）について］

委　員： 造成森林するに当たり、表土はどこに置いておくのか。

事務局： 土地利用計画平面図において、点線で囲まれている部分が表土置場となり、こちらに表土を保管し、埋め戻す際に使用する計画とされている。

また、ほかの工区については、緑化計画技術指針が策定される前に許可された部分であり、当時、表土を確保するような指導は行っていなかったが、図面右下の箇所に表土や売り物にならなかった土等を自主的に保管しており、埋め戻す際は、こちらの土を使用する旨を事業者から聞いている。

委　員： 様式 2 において、森林率 100%と書かれているが、最終的に森林に戻すという

理解でよいか。

事務局： そのとおりである。

一時転用ということで、最終的には、造成森林及び造成緑地となり、森林に戻す形となる。

委　員： 過去に一部完了した工区を砂利採取区域に再編入する計画だが、今回追加した工区は、具体的にどれくらい掘削するのか。

事務局： 2mほど掘削する計画とされている。

委　員： 中期事業計画平面図は、今回の変更に合わせて作成されたのか。

事務局： そのとおりである。

委　員： 計画を変更するに当たり、中期事業計画を提出しなければならないのか。また、計画期間は5年間という基準等はあるのか。

事務局： そのとおりである。

計画期間についての基準等は、特段、設けていない。

委　員： 砂利採取事業が長引くことにより、中期事業計画自体が大幅に変更されることがあるかと思うが、その点についてはどのように考えているのか。

事務局： その際は、期間延長等の変更届を提出させ、計画にあった図面等を提出させる形となる。

委　員： 事業地周辺にテニスコートや野球場があるが、工事完了後の緑化済みの箇所については、その後使用する計画等はあるのか。

事務局： 現状、緑化後の転用については、事業者からは聞いていない。